

平成30年2月28日開会  
平成30年3月16日閉会

平成30年

第1回定例会会議録

(第2日目)

小豆島町議会

開議 午後1時00分

○議長（森口久士君） こんにちは。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

大変お忙しいところ、昨日に引き続きお集まりくださいまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより会議を開きます。（午後1時00分）

直ちに日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 議案第1号小豆島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についてから議案第27号平成30年度小豆島町介護保険施設事業会計予算までに対する質疑、討論、採決及び委員会付託

○議長（森口久士君） 日程第1、議案第1号小豆島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についてから議案第27号平成30年度小豆島町介護保険施設事業会計予算までに対する質疑、討論、採決及び委員会付託を議題とします。

お諮りします。

審議の方法であります。この際1議案ごとに審議を行い、本日採決できる議案は直ちに採決し、採決できない議案については関係常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。それでは、1議案ごとに審議を行います。

議案第1号小豆島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号小豆島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例については教育民生常任委員会

に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第2号小豆島町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号小豆島町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例については総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第3号小豆島町公告式条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第3号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号小豆島町公告式条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第4号小豆島町立公民館条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第4号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号小豆島町立公民館条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第5号小豆島町出張所設置条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第5号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号小豆島町出張所設置条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第6号小豆島町三都ふれあいセンター条例を廃止する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。1番大川議員。

○1番（大川新也君） 議案の3、4、5、6、三都公民館の関連の議案ですけど、これは確認ですけど、三都公民館の建築に当たっては、平成28年12月4日、補正予算で公民館費として1億9,100万円全部ひっくるめてですけど、財源が示されました。その後、そのときに三都活性化施設、工事設計業務委託料1,087万円、監理業務委託料が300万円、工事請負1億6,340万円、土地購入費が1,381万2千円というふうな補正予算が組まれておりましたが、平成29年6月14日、議会におきまして建設工事の請負契約が長瀬工務店、造成を2千万円含んでの金額は9,460万円というふうになっております。この差額はどのような考え方で受け取ったらいいのか。ちょっと金額の相違がありますので、建物に9,400万円、それ以外でこの1億9千万円の金額はどういう判断をすればいいんですか。

○議長（森口久士君） 大川議員、条例には少しちょっと違うんかな、条例の提案ですから。

○1番（大川新也君） ですから、確認です。出とんですか、その数字は。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 企画財政課長でございます。

大川議員のご確認の工事費の明細について私のほうからご説明させていただきます。

全体事業費ですけれども、最終確定したのが1億9,686万4千円でございます。

で、その内訳の明細ですけれども、先ほど大川議員のご指摘があった造成工事、こちらは1,095万4千円でございます。それから、建設に係る本体工事のほう、こちらが9,526万6千円となっております。それから、設備に係る工事費、電気とか水道、こちらのほうが3,661万2千円、このほか外構とか植栽とか駐車場の整備とか、そういったものを全て含めまして1億9,686万4千円という内訳になっております。

このうち、昨年度の土地の売却収入が4,290万8千円ございます。残りの負担部分につきましては、辺地対策事業債、こちらを1億6,500万円借り入れいたしまして、トータル町の持ち出しはマイナスの1,100万円になっております。で、このマイナス部分につきましては、起債の将来に対する償還がございまして、辺地債の場合2割が町の負担になりますので、こちらの2割の償還に対して後年度活用していきたいという考えを持っております。以上でございます。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） 確認ですから、条例には関係ないとわかりますけど、実際我々にはそういった細かい数字が出てきてないですね。それで、先日落成式、私も行かせてもらいましたが、そういったところでいかにお金の使い方をやはりはっきり提示してもらわな

ければ、我々は三都公民館の建物自体が1億9千万円かかったというふうに理解しとんで  
す。そのあたりですから、今日のこの条例のところに関連して説明をしていただきたく。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第6号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号小豆島町三都ふれあい  
センター条例を廃止する条例については原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第7号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正す  
る条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第7号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号小豆島町職員の給与に  
関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第8号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関  
する条例及び小豆島町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改

正する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。秋長正幸議員。

**○10番（秋長正幸君）** この中で議会の関係の議員報酬の改定が出されております。一方、特別職はございませんが、昨日の提案理由の中に若手が議員を目指すのは、この議員報酬が低いからならないような話と、県下の中位くらいに持っていかないかんという中身であったような説明でございました。再度特別報酬審議会、これの検討した中身について概略でいいですからわかる範囲で簡潔にお答え願いたいです。

それから、プレス発表の中に附帯意見として、議会としての使命で議会報告をやれと、これは附帯意見が出せれるのかどうかというなのが1点と、そうであれば議員定数についてこの審議会で触れなかったかどうかということもお答え願いたいと。

それから、私は旧町の中ごろであれば、お隣の土庄町が我が町より確か千円高かったというふうに思っております。これは合併後、議会の中で私がちょうど4年間議長やったときに、定数を減すときにその前に土庄はうちは報酬上げるでということから、そういうことがあったと。それで、私は4年前のこと思い出しますと、議員定数を議会で減すでと、そうしたら議員報酬、このときに審議会開いてやってくれんかという話あったと思うんです。で、開いてないと思う。この議員報酬の審議会というのはどういう手続で開くのか。議会から要請がどのような形で開くのか、いや町長の単独のいや、やらないかんとか、これは私の記憶では内海町時代の旧内海では毎年この特別職の報酬審議会を開いていたように記憶しております。それと、お隣の土庄町も私は毎年開いているというふうに理解しております。こちら辺はどういうふうに今後していくのかなという思いをしておりますので、今言った質問に対して簡略にひとつよろしくお願いたします。

**○議長（森口久士君）** 総務部長。

**○総務部長（松田知巳君）** それではまず、今年、今回上程、議員報酬について上程させていただいているまず経緯でございますけども、議会活性化委員会のほうから11月に文書によりまして特別職の報酬等審議会の開催の申し入れをいただきました。

その申し入れの内容につきましては、平成21年、25年と2期にわたり議員定数を削減していることから、今回、議員定数については現状維持をしますが、議員のなり手不足の解消、特に若い人に議員を目指してもらうためにもある程度の議員報酬を確保することが必要であり、合併以来、議員報酬の改定がなされていないので、今回、審議会の開催をお願いするというような申し入れでございました。

その申し入れをいただきまして、12月に特別職報酬等の審議会を開催していただきました。で、本年1月に審議会からの答申を町長に提出していただいております。その答申の中には、各委員さんからの意見の総括でございますけども、本町におきましては、議員の調査研究活動に資する調査研究費用を補填する政務活動費の支給制度がないこと、また若い人が議員を目指してもらうためには、ある程度の報酬を確保する必要があることなどから、一般の議員については、県内9町の平均額程度にまで増額すること、また議長については、その職責に勘案した増額が適当であるとの結論に達し、このたび上程した案を答申として出していただいております。その中で、先ほど秋長議員さんがおっしゃいましたように、審議会の附帯意見として、これからの小豆島町を担う若い世代が参政でき、住民の代表として全てが懸命に活動し、しっかり活動報告をするようにということを申し添えられておりました。以上の答申を受けまして、今回上程させていただいたというのが経緯でございます。

まず、議員定数のことですが、もしも附帯意見がつけられるのであれば、議員定数についてはなかったのかということでございますけども、申し入れ書にありますように、21年、25年と2回にわたって議員定数減らしておりますので、これ以上減らしますと、地域の声が事細かく拾え上げられないというような話も聞いておまして、その辺は特別審議会の委員の皆様もご理解がありまして、特別議員定数についてのご意見はなかったように記憶をいたしております。

それから、報酬審議会の開催についてでございますけども、土庄町さんのことですが、このところ土庄町さんについても毎年開催をしていないように聞き及んでおります。確かに旧の内海町の場合は毎年しておったのかなと、これは私のおぼろげな記憶でございますけども、しておったような記憶はございます。

議員報酬、この審議会の開き方でございますけども、今回はこのように申し入れをいただきまして開いたわけでございますけども、合併してからですけども、18年に合併しました。それで4年後の21年には、審議会を開いております。そのときには、特に申し入れをいただいたわけではなく、合併の協議のときに一応合併のときには旧の内海町のほうに合わせて議員報酬を定めたようでございますけども、その時点で次の改選時にまた改めて再検討しようというような取り決めがあったようでございます。その中で21年度には審議会開催しまして、そのまま増額なしということで話が決まったようでございます。

それから、25年度につきましても、議員が2人減っておるようでございますけども、これも正式な記録がないものですから4年前の者に聞き及んだところでございますけども、

文書、口頭含めて特に審議会の開催という要望がなかったこと、また当時一般職の給与改定もございませんでしたので、もしもそこで審議会開催しても報酬を上げるというような議論にならなかったのではないかというようなことで、25年度には開催をしていないようでございます。

今後でございますけども、少なくとも次の改選の前の年、今のままでいきますと4月が選挙でございますので、その前年度には、世の中取り巻く経済状況等変わってきますので、毎年というのはちょっと難しいかと思っておりますけども、少なくとも4月選挙でございますので、前年には審議会を開催させていただけたらなと思っております。以上でございます。

○議長（森口久士君） 秋長議員。

○10番（秋長正幸君） 大体のところはよくわかりましたが、ただお隣の土庄も12の定数になつとるわけなんですよ。で、私どもの姉妹都市である南島原市、この前行きましたけど、5万人でもう今度もまた減しまつせと、19ですいうて。これをいろいろ考えてみますと、県下の中ごろだけやとか、若手要るんやったら、私は役場の中堅どころぐらいの800万円ぐらいの年間所得出してやらなんたらなかなか出てこんと思う。これは年寄りがおるから出てこんのや。だから、そんなことを含めてできるだけ若いんが出てくるというのは、私は結構なことやと思う。しかし、今言う審議会のことに対して4年に1回は、まして選挙の前年度、これはやはり議会の中でももっとももっと議論して、やはり町民に納得できるものをやっぱり示していくべきだ、私はそういうふうに思っておりますので。

それと、もう一つ、特別職は現状維持なんですけど、どういう理由でこう決めたか、これをちょっと簡潔にお願いいたします。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 町長、副町長、教育長さんが特別職に当たるわけでございますけども、答申をそのまま紹介させていただきますと、町長、副町長及び教育長の給与額の検討に当たっては、職務の特殊性、職責に見合う給料が求められているところであるが、現行の額で据え置くことが適当であるとの結論に達したということで、今の職務量と金額が見合っているようなことでご意見をいただいております。以上でございます。

○議長（森口久士君） 秋長議員。

○10番（秋長正幸君） そしたら、特別職は、県下でどこら辺におるんかいなというんをちょっとお知らせ願いたいと思っております。ちなみに新聞で見たのは、知事は下げるといような報道がございました。我が町、議員は真ん中辺いくらしいから、今度特別職はどこら辺の位置におるんかなと。真ん中辺におらんのやったら、そこへ持っていてやらないか

んの違うかと思ったりいろいろ思うんですが、そこら辺をちょっとわかる範囲で。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 済みません。今、手元でとりあえず町長の報酬だけでございます。済みません。町長さんの報酬につきましては、県下9町の中で7番目についております。6番目が土庄町さんで7番目になります。8番目が琴平町さん、9番目が直島町さんということになっております。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに。8番森崇議員。

○8番（森 崇君） 他町の議員報酬ちょっと教えてもらいたいんですけど、真ん中にいるだけではわからん。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 済みません。改正前の数字で9町の1番から順番に議員報酬についてご報告させていただきます。

1位が宇多津町で32万円、2番が多度津町で30万3千円、3番が綾川町で30万2千円、4番がまんのう町で29万円、5番が三木町で28万4千円、6番が琴平町で27万円、7番が土庄で24万5千円、8番が小豆島町23万7千円、9位が直島で19万1千円でございます。

それでもし副議長、議長必要でありましたらまた後でお渡しさせていただきます。

○議長（森口久士君） 中村議員。

○12番（中村勝利君） 議員定数については、議会の活性化特別委員会で検討されたと思いますけど、そのときの中身といいますか、わかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（森口久士君） いえいえ、今の質問については、議会活性化の中身の話でしょう。だから、今のは執行部に対するものではないと思いますので。

ほかには。1番大川新也議員。

○1番（大川新也君） 先ほど総務部長の説明の中で審議会が開かれたと。我々は審議会のメンバーがどなたかも一切わかりませんし、それは構わないんですけど、その審議会に議員の報酬に関しては、ぜひ次回からは議員を参考人なり、そういうな形で現状を聞くというふうな会になってほしいというふうに思います。

それはなぜかといいますと、私が議員になりまして8年になります。7年前に議員年金が廃止されました。ということで、今までは3期すれば議員年金がつくというふうに思われております。実際のところこれ今全てありません。今、復活しようというふうな国会のほうで話出てますけど、そういったところの現状が今、町民の方には一切わかってないん

です。そのあたり我々議員も1期しても退職金もありません。そういったところでそのあたりの現状を審議会の中で訴えたいというふうな気持ちがありました。しかし、そのような機会はありませんし、その審議会のメンバーがどなたかも我々はわかりません。そういったところで今回この議員報酬上げると公表されましたので、先日もある方から何で上げるんやと、時代逆行しとるやないかというふうなことを言われました。私は何も言えませんでした。そういうところでやはり審議会で審議していただいて、我々上げるというふうな要求はしてないんです。審議会で見直してくれというふうな要求はしたと思いますけど、やはりそのメンバーが誰かもわかりませんし、そういったところで我々議員の本当の生の声を聞く場を審議会に持ってほしいというふうに私は思います。今回議員報酬が上がったといっても、今回4月の選挙に今いろいろ出てますけど、若手が出てくる可能性はないと思います。そういったところで今後、この議員の待遇をもう少し考えていくべき。審議会にもそういった意見を取り入れてほしいというふうに希望します。

それと、もう一点、議員報酬がこの30年4月1日から施行される。これなぜ次期選挙以後にならないのか、なぜこの4月から施行されるのか、そのあたりをはっきりと説明をお願いしたいです。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 済みません。議員報酬につきましては、4月1日から施行するということになってございます。附則のほうで附則第1条のところで、この条例は公布の日から施行する。ただし、第1条第2の表及び第2条第2の表改正部分の規定は30年4月1日から施行するということになってございますので、第1条第2の表になりますので、この改正は4月1日から改定するように。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） そういった決まりがある。でも、これもまた町民からたたかれますよ。何で4月から、次の選挙改選になった新しい議員でやるべきやないかと。1カ月だけ新しい報酬体系ですということは納得されませんよ、逆に。幾ら条例に入っているんかわからんですけど、そのあたりの考え方がただここに載っているから、条例で決まっているからというふうな考え方が変ですかね。住民が納得できないですよ。4月改選になって新しい議員からでいいんじゃないですか、これ。どうしてもこれ載っているから、もうこれ4月1日から施行せないかんのんですか、そのあたりは。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 確かにこれ施行が4月1日ですから、今現状の議員さんにも

当てはまるようになります。もしそうすると、また表をつくりかえて、議員さんの施行で新しい議員さんの施行日でございますから4月23日から施行とするようなものにすればそういうふうにはできるんでありますけども、今回新しい議員さんに適用するというわけではなくて、議員さんに適用するということですから、今の現状の議員さん、次の選挙の議員さんというわけではなくて、この4月1日の時点からということで、それはしていただくかということになると思うんですけども、現状では4月1日からということでやらせていただけたらなと思っております。

それから、審議会のほうに直接議員さん参加していただくということですけども、これ審議会のほうのことです。審議会のほうで毎回毎回メンバーかわるわけでございますけども、審議会の中で諮っていただいて、そういう生の声を聞きたいということになれば参加していただくということで、それはうちのほうでもそういうご意見があったということは新しい審議会のメンバーにお伝えして、必要であると認められれば参加していただけたらと思っております。

○議長（森口久士君） 11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） ちょっと2点お尋ねしたいんですが、特別職報酬等審議会のメンバーというのは公表はできないんですか、どなたがメンバーになっていたかということ。

それを一つと、その中に大川さんは議員の意見をとわれたんですけど、私はやっぱり一般町民の方がどれだけ入っていたのかなということをちょっと思います。

それと、町長が報酬等審議会を開いてくださいということで諮問したわけですね。その諮問をするときに議会活性化委員会からのお願いの中身とか、そういうことも含めて言われたんでしょうか、それともどういう形で諮問されたのかということをお尋ねしたい。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 審議会のメンバーでございますけども、小豆島町特別職報酬等審議会の条例の中で審議会の委員は10名をもって組織するとございます。その中で小豆島町の区域内の公共団体等の代表者、その他住民のうちから必要なたび町長が委嘱するとございます。このたびも10名の方を委嘱させていただいております。10名の方、別に全然公表するのはやぶさかでない話ですけど、ここでお名前を読み上げさせていただきますか、後で渡しましょうか。

(11番鍋谷真由美君「口頭で」と呼ぶ)

口頭でよろしいですか。じゃあ、読み上げさせていただきます。

肩書も合わせてご紹介させていただきます。

小豆島町自治連合会会長の松村さん、小豆島町婦人会会長の三木さん、小豆島町商工会会長の井上さん、小豆島東部地区労働組合の議長の大谷さん、小豆島醤油協同組合の専務理事の塩田さん、小豆島調理食品協同組合の理事の谷本さん、香川県農協の統括支店長の宗保さん、小豆島町商工会の女性部副部長の石井さん、小豆島町商工会の青年部長の背尾さん、司法書士の塩田さんの以上10名にお願いをいたしております。

今回お願いするに当たりまして、議会活性化委員会からの申し入れの文書ございましたので、その文書をお見せしながらこういう理由で今回審議会を開くので委員お願いしますということでご案内を差し上げております。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、今回の条例改正について反対の立場で討論いたします。

町民の所得が伸び、また町民生活が向上する中でその引き上げをするということならば、一般論として反対するものではありません。しかし、何よりも町民の目線で見るときに今、町民の生活が大変厳しい状況にあるときに3万3千円もの大幅な議員報酬の引き上げというのは、やはり町民の理解を得ることは難しいのではないかとということを考えます。以上です。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。5番谷康男議員。

○5番（谷 康男君） 私は、議案第8号に賛成の立場から意見を述べたいと思います。

今回の改正は、小豆島町特別職報酬審議会の答申に基づき議員の報酬改定を行うもので、その答申には、今回の引き上げは若い世代の議員、町議会参加のためであること、議員は住民の代表として懸命に活動し、しっかり活動報告をするようという意見が付されております。

議会活性化委員会におきまして、当初議席の定数の削減という議題で会議を開きました。その中で議員の定数に関しては、住民の声が届きにくくなるというような形でいろいろご意見がなされました。で、議員報酬の改定につきましては、その中で前回の選挙にお

いて2名削減してると。そのときの話の中で議員報酬の改定というのもあったはずだということがありました。で、議員定数については、議会活性化委員会では否決されました。ただ、議員報酬の審議会に対して審議をお願いするということについては、皆さんの意見多数ということでそういう形でお願いしました。で、その結果の答申でございます。我々議会議員が住民の代表としてその期待に応えるべく、まして新しく改定された報酬に対して恥じないように懸命に活動することが当然ですが、これから若い世代に議員を目指してもらうためにも今回の議員報酬改定は必要であると考えますので、私は議案第8号に賛成いたします。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第8号は原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第8号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第9号小豆島町個人情報保護条例及び小豆島町情報公開条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第9号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号小豆島町個人情報保護条例及び小豆島町情報公開条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第10号小豆島町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第10号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号小豆島町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第11号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第12号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例

についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第12号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第13号小豆島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。9番安井信之議員。

○9番（安井信之君） 香川県の保険料というのがほかのところに比べて案外高いいうふうに聞いとんですが、この恩恵を受ける人が香川県より低いところに行っとった場合、ほとんどデメリットになってくるというふうに思うんですが、その辺はどういうふうな対応ができるのか。もう全部一律、前のところへというふうな形になってくるのか。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 今回の改正は、具体例を申しますと、前住所地が小豆島町でいきますと、岡山県の施設に入所している場合は、従前は後期移行後は施設所在地である岡山県の後期高齢者医療広域連合の被保険者で向こうが負担するんですけど、改正によって、前住所地の所在地である香川県小豆島町なんで、香川県の後期高齢者医療広域連合の被保険者となるという取り決めでございますが、今現在の該当者はいないという事で聞いております。

○議長（森口久士君） 9番安井議員。

○9番（安井信之君） 私が聞きたいのは、わざわざ安いところ行っとって、安い部分で済

むもんが何で高いとこの部分に合わさんといかんのんかなというふうな疑問がありますんで、その辺サービス受ける場合どういうふうになってくるんかなと。香川県が案外全国的にいうと高い位置にあるというふうになっております。その辺どういうふうな形の対処ができるのかな。安いほうがいいんじゃないかなと、その受ける人に対してはそう思うんですが、それはどうなん。

○議長（森口久士君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 今回の改正は、施設入所者の負担をどの所在の県が見るかということになりますので、今までは施設のある都道府県が費用を負担しておったので、今回はその人の出身の県が見るということで、施設の所在しているところの負担を低くするような形の改正になります。なので、施設整備が整っているところに利用者が集まってくると、その負担が増えてくるのでやっぱりそれは正そうということで、もともとの所在している県が負担するという形で、これは介護保険も国民健康保険も現在行われておるものでそれに合わせる改正となっております。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第13号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号小豆島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第14号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例については教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第15号小豆島町都市公園条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。1番大川議員。

○1番（大川新也君） 内海総合運動公園は、どこからどこまでが内海総合運動公園の範囲になるのか、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 内海総合運動公園はB&Gありましてちょっとややこしいんですけど、安田側いいですか、野球場が安田側からいったらそこから始まって、トイレがあって、道があって、そこのとこにやすらぎの塔がある、そこまでです、それから向こうがB&Gになってます。以上です。

○議長（森口久士君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第15号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号小豆島町都市公園条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第16号小豆島町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第16号に反対をいたします。

憲法で保障された生存権と基本的人権を守るとした現行水道法には、原則基礎自治体である市町村が運営を行うこととされております。香川県広域水道企業団ができて、町の水道事業がなくなるということはこれに反するのではないかと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。5番谷康男議員。

○5番（谷 康男君） 私は議案第16号に賛成の立場から意見を述べたいと思います。

広域水道企業団、広域化というのは、再三議会でも説明を受けておりますし、昨年6月議会で議決されたもので、要は広域水道企業団のほうに入るということは既に決定事項。それがこの4月1日から企業団が水道事業の運営を開始するということとなりますので、当然小豆島水道事業は必要なくなるということです。ですから、水道事業に関する条例の廃止は当然と考えますので、私は議案第16号に賛成をいたします。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第16号は原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第16号小豆島町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例については原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次に、議案第17号小豆島町辺地総合整備計画の策定についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第17号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号小豆島町辺地総合整備計画の策定については原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第18号小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第18号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更については原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第19号香川県広域水道事業体設立準備協議会の廃止についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第19号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号香川県広域水道事業体設立準備協議会の廃止については原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第20号平成29年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第20号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号平成29年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）は原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第21号平成30年度小豆島町一般会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会所管分は総務建設常任委員会に、教育民生常任委員会所管分は教育民生常任委員会に付託をして審査をしていただくことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号平成30年度小豆島町一般会計予算は総務建設常任委員会及び教育民生常任委員会に付託をして審査をしていただくことに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第22号平成30年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号平成30年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第23号平成30年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号平成30年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第24号平成30年度小豆島町介護保険事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号平成30年度小豆島町介護保険事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第25号平成30年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号平成30年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第26号平成30年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号平成30年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第27号平成30年度小豆島町介護保険施設事業会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号平成30年度小豆島町介護保険施設事業会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

本日、各委員会に付託しました議案の審査報告は、3月16日の本会議にお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

次回は3月14日水曜日午後1時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後2時00分